

## 個別事項（類似調査の集約・一本化）に対する回答（様式）

重点分野	調査・統計に対する協力
省庁名	国税庁
論点	<p>2. 個別事項（経済団体からの意見等への対応）</p> <p>（2）類似調査の集約・一本化（ワンスオンリー）</p> <p>・「職種別民間給与実態調査」（人事院）、「民間給与実態統計調査」（国税庁）、</p> <p>「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）</p> <p>（対応方針）</p> <p>関係省庁に検討を促し、回答を求める。</p>
<p><b>【回答】</b></p> <p>○ 民間給与実態統計は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにすることを目的としている。具体的には、租税収入の見積り（特に源泉所得税）を試算する上で各給与収入階級における人員分布、税額及び所得控除の適用状況等を活用し、また、税制改正の検討・議論において給与収入階級ごとの国税負担の現状を明らかにするための資料として活用している。</p> <p>○ ご指摘のあった「職種別民間給与実態調査」（人事院）、「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）（以下、「他の2統計」という）との集約・一本化について人事院及び厚生労働省と協議を重ねつつ検討を行ったところであるが、各統計において調査の目的が異なり、以下のとおり調査項目や対象等が異なることから、集約・一本化は困難と考える。</p> <p>① 調査項目・対象期間の相違</p> <p>民間給与実態統計調査では調査項目のうち、税額や所得控除の項目が多くを占めているところ、他の2統計は税額や所得控除等は調査しておらず、調査項目が大きく異なる。</p> <p>また、他の2統計の給与は1ヶ月分を調査しているが、民間給与実態統計は、税額や所得控除が1年ベースで計算されていることから、それに合わせて給与も1年分を調査している。</p> <p>このように調査項目や対象期間が異なることから、他の2統計と集約・一本化したとしても集約できる項目は少なく、その効果は限定的である。</p> <p>② 調査対象者・調査事業所の相違</p> <p>民間給与実態調査は、給与階級別、事業所規模別等の統計作成のため、低階級者・小規模事業所から高階級者・大規模事業所まで幅広く調査を行う必要がある。そのため、5人未満の小規模事業所についても調査し、また、調査対象に役員や青色専従者も含めている。</p> <p>一方、他の2統計では、一定の規模の事業所を調査しており、役員や青色専従者は調査</p>	

対象ではない。

このため、他の2統計と集約・一本化した場合には、他の2統計で今まで調査していなかった事業所にも調査する必要が生じ、また、一部の事業所において記載する対象が増加することとなり、かえって事業者の負担が増加する可能性がある。

○ しかしながら、行政手続コストの削減は重要な課題であると認識している。

現在「行政手続コスト削減のための基本計画」（平成29年6月財務省）に記載している、オンライン調査システムの利用勧奨や利便性向上策等を着実に実施しつつ、標本数の削減など更なる行政手続コストが削減できないか再度検討を行い、必要があれば基本計画に盛り込みたいと考えている。